令和6年4月

重大事故報告フローチャート

【事故報告が必要な重大事故の範囲】

- 死亡事故
- 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

【報告方法】

・「教育・保育施設等 事故報告様式」を幼保施設管理課にメールで提出
様式 ： https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi06/1111000068.html
メール送付先： kodomoshisetsuunei@city.ichikawa.lg.jp

◎事故が起きてしまったら。。。

【事故報告対象施設】
・特定教育・保育施設
・特定地域型保育事業者
・一時預かり事業者
・病児保育事業者
※幼稚園は直接千葉県に報告

①速やかに、園児の家族、幼保施設管理課等に連絡
↓
②Ver3「教育・保育施設等事故報告書」を幼保施設管理課に提出
※第1報は、原則事故当日（遅くとも事故発生翌日）まで
※第1報の報告は、表面のみを記載
↓
③第2報は原則1カ月以内程度、状況の変化等に応じ追加報告
※事故発生の要因分析や検証等の結果については作成次第報告

第1報は原則事故当日（遅くとも事故発生翌日）

第2報は原則1カ月以内程度

◎保育施設等からの事故報告受理後

市区町村

①第1報が届き次第、速やかに都道府県・消費者庁に報告
↓
②第2報が届き次第、自治体記入欄記載後、同様に報告（原則1カ月以内程度）

都道府県

◎千葉県担当窓口
子育て支援課

消費者庁

◎消費者庁窓口
消費者庁
消費者安全課

※都道府県は、こども家庭庁、文部科学省に報告

◎その後の公表等について・・・
・類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行う。
・事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。
・再発防止策についての好事例はこども家庭庁等へ情報提供する。
※公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮する。